

議決を得た契約の契約変更について

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百八十条第二項の規定により、議決を得た契約の契約変更について、別紙調書のとおり報告する。

平成二十五年二月十九日

江戸川区長 多田正見

議決を得た契約の契約変更調書

| 工 事 件 名 | | 契約の相手方 | 契約年月日 () 内工期 | 変更前契約金額 | 契約変更 年 月 日 | 変更後契約金額(変更増減額) | 説 明 |
|---------|-----------------------|---|-------------------------|----------------------|----------------|--|---|
| 建 築 | 希望の家新館建設工事 | 塚本建設株式会社 代表取締役 塚本 利夫 | 24.3.23 (188 日間) | 円 498,603,000 | 今回 24.11.26 | 円 514,741,500(16,138,500) (3.2%) | 利便性の向上のため、利用者更衣室を実習室としても使用できるように男女更衣室の仕切りの壁を可動間仕切りに変更したこと等による増 |
| | 江戸川区立松江小学校改築に伴う電気設備工事 | 勝田・五洋建設共同企業体 代表者 勝田電設工業株式会社 代表取締役 山本 信次 | 23.7.8 (355 日間) | 円 258,300,000 | 今回 24.10.15 | 円 262,969,350(4,669,350) (1.8%) | 工期短縮及び経費縮減のため、別工事で施工する予定であったLAN(ローカルエリアネットワーク)用の配線工事を本工事で行ったこと等による増 |